

神戸空港便旅行商品  
バス借上費用助成金交付要綱

神戸空港利用推進協議会

## 神戸空港便旅行商品バス借上費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 神戸空港便を活用した旅行商品を造成する者(以下、「旅行商品造成者」という。)が第3条で定める旅行商品を造成する場合に、神戸空港利用推進協議会(以下、「協議会」という。)が当該費用の一部を助成し、もって神戸空港の利用促進に寄与することを目的とする。

2 前項で定める助成金の名称は、「神戸空港便旅行商品バス借上費用助成金(以下、「助成金」という。)とする。」

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、旅行商品を造成する旅行会社(関係法令に適合する資格を有する法人又団体)及び協議会が適当と認めた者とする。

(交付対象旅行商品)

第3条 助成金の交付対象となる旅行商品は、次の各号を全て満たさなければならない。

(1) 協議会が必要と認める神戸空港路線の発着便(出発便及び到着便)の活用を確約するものであること。

(2) 旅行商品造成者が旅行商品の目的地(神戸空港の就航都市及びその周辺地、又は神戸市及びその周辺地)において使用するバスを借り上げ利用すること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条第2号で定めるバスの借上費用として1日あたり1台につき1万5千円を上限とし、借上日数が2日以上の場合は2日目を降1日あたり1台につき1万円を上限に加算する。

(助成金の交付申請手続)

第5条 助成金の交付を申請しようとする旅行商品造成者(以下、「申請者」という。)は、バス借上契約を当該バス事業者と締結する前に、助成金交付申請書(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 協議会は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めた場合は、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。ただし、協議会は、必要に応じて当該助成金を交付するための条件を付加することができる。

2 前項の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は速やかに助成金交付変更申請書(様式第1-2号)を協議会に提出し、協議会は当該書類を審

査のうえ、適当と認めた場合は、交付決定変更通知書（様式第2-2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第7条 前条に定める交付決定又は交付変更決定を受けた申請者は、当該商品催行後、速やかにバスの借上実績が判別できる資料を添えて実績報告書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）を協議会に提出しなければならない。

（助成金の支払い）

第8条 協議会は、前条の実績報告書及び請求書の内容を審査し、適当と認められた場合は、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消等）

第9条 助成金交付の後、内容が虚偽であることが判明した場合、申請者は成金の全額を協議会に返還しなければならない。

（事業の終了）

第10条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

本要綱は平成28年4月1日から施行する。

本要綱第3条第1号に定める「協議会が必要と認める神戸空港路線」は、平成28年4月1日から当分の間、神戸-新千歳線及び神戸-那覇線を対象とする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

神戸空港利用推進協議会 宛

申請者 (旅行商品作成者)

㊞

### バス借上費用助成金交付申請書

神戸空港利用推進協議会が認める神戸空港発着便を活用した旅行商品を造成し、バスを借上げる予定ですのでその費用の一部を助成するよう申請します。

#### 記

- 1 旅行商品の内容 別紙のとおり。  
※ 出発から帰着するまでの行程、募集人数、バスの借上内容等が分かる資料を添付してください。
- 2 バス借上費用 (予定) 金 円 (バス 台分)  
※ バス事業者が作成した見積書 (写) を添付してください。
- 3 助成金交付申請額 金 円  
※ 上限1万5千円/台。2日目以降は上限1万円/台。

(様式第1-2号)

平成 年 月 日

神戸空港利用推進協議会 宛

申請者 (旅行商品造成者)

印

バス借上費用助成金交付変更申請書

平成 年 月 日付バス借上費用助成金交付申請を下記のとおり変更します。

記

変更する理由及び内容

(様式第2号)

平成 年 月 日

申請者（旅行商品造成者）様

神戸空港利用推進協議会

バス借上費用助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請があったバス借上費用助成金交付申請書を審査した結果、適当と認めますので下記の通り助成金の交付を決定します。

記

助成金交付決定額 金 円

※ 助成金交付対象となる旅行商品が実施されれば、すみやかに実績報告書を提出してください。

(様式第2-2号)

平成 年 月 日

申請者（旅行商品造成者）様

神戸空港利用推進協議会

バス借上費用助成金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付バス借上費用助成金交付決定を下記のとおり変更します。

記

変更する理由及び内容

(様式第3号)

平成 年 月 日

神戸空港利用推進協議会 宛

申請者 (旅行商品造成者)

㊟

### バス借上実績報告書

平成 年 月 日付でバス借上費用助成金交付決定・交付決定変更のあった旅行商品を実施し、バスを借りましたので下記のとおり実績報告いたします。

#### 記

- 1 旅行商品の実施状況 別紙のとおり。  
※ 出発から帰着するまでの行程、参加人数、バスの借上内容等、当該旅行商品の実施状況が判別できる資料を添付してください。
- 2 バス借上費用 金 円 (バス 台分)  
※ バス事業者が作成した請求書 (写) を添付してください。



(様式第4号)

平成 年 月 日

神戸空港利用推進協議会 宛

申請者 (旅行商品造成者)

⑩

バス借上費用助成金請求書

平成 年 月 日付のバス借上費用助成金交付決定・交付決定変更のとおり、下記の助成金額を請求します。

記

- |   |               |   |   |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定額・交付決定変更額 | 金 | 円 |
| 2 | 請求額           | 金 | 円 |
| 3 | 振込先           |   |   |